○香南香美老人ホーム組合議会の定例会の回数に関する条例

昭和４２年８月１日

条例第１号

改正　昭和62年3月30日　 条例第1号

平成18年2月22日　 条例第1号

平成22年3月29日　 条例第1号

香南香美老人ホーム組合議会の定例会の回数は、年２回とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第１号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第１号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。